

大臣

戦争状態終了の宣言について
(一九五〇年一月二十四日)

西村参事長
が署名したる總理
大臣の署名の付



戦争状態終了の宣言について

- 一、序言
- 二、先例
- 三、西ドイツについて
- 四、日本について
- 五、むすび

戦争状態終了の宣言について

昭五〇、一、二四

一、序言

戦争を終了させる方式として一番普通なのは、平和條約の締結である。

(イ) その外に 征服による敵国の滅亡がある。

南阿共和国およびオレンヂ自由国が英国に、エチオピアがイタリアに併合されたのが、その先例としてあげられよう。

(ロ) 自然的な終戦がある。交戦国の双方がともに力つきて戦争をやめ、また稀には、何かの都合によつて、平和條約をむすばないで、交戦状態がやみ自然に國交の回復をみる場合である。

十九世紀はじめのスペインの米大陸植民地と母國との戦争。一八〇一年の露國とベルシアの戦。一八六二年ないし六七年度の仏とメキシコの戦。

最近の例として、第一次世界戦争の末葉における露國の独

逸、土、ブルガリア諸國との終戦をあげる學者もある。

一九一八年二月十日ブレスト・リトウスクの第一回會議で露國代表は、「われらは兇暴を承認し得ない。正式の平和條約には調印するを肯じない。」と声明し、同日次のような宣言を連合國に送付した。

「ロシア連邦共和国は、その交戦中の並びに同盟及び中立の諸國の政府及び人民にたいし、ここに、人民委員會の名において、左のことを通告する。露國は、強奪的の條約に調印するを拒否すると共に独、埃、土、ブルガリアとの現交戦はここに終了を告げたり。各自の憲法所定の手続によつて一方的に終戦する。これがこのメモにとりあげようとする「戦争状態終了の宣言」による戦争終結の方式である。

二、先例

戦争状態終了の宣言による終戦のいい例は、第一次世界戦争における米国の対独戦争終了である。米国で、上院がヴェルサイユ平和条約の批准を否決したので、どうして対独戦を法的に終了せしむべきかが、憲法上の問題となつた。一九一九年八月上院で、一議員は大統領に向つて「貴下の判断では、大統領が布告を發し、その布告で平和克復のことを宣明するは、大統領の職權上不可能と認めるか」と質問した。ウィルソン大統領は、「自分の判断では、自分は、かような権限をもたないばかりでなく、どんな事情のもとにあつても、正式の平和條約の批准に先ちかような方法をとることに同意し得ない。」と答えた。

そこで、議会は、上下兩院の連合決議で平和の克復を宣言し、それで戦争を終了させようとし、一九二〇年五月ノックス決議案の提出となつた。その要旨は、「ドイツ帝國政府と合衆國の政府

及び人民との間に交戦状態の成立したことを宣明した一九一七年四月六日の本議會連合決議を、ここに、撤廢し、交戦状態は同時に終了したるものと宣明する。」といふのであつた。この決議は、五月十六日可決されたが、大統領は不裁可の意を表した。ほどなく大統領の改選となり、ハーディング大統領就任し、議会は、二年七月重ねて前回と同ような(多少文句の修正があつた)連合決議案を通過し、大統領は、これを裁可して、対独戦は正式に終了した。

いま、ひとつの例は、第二次世界戦争における英国の対オーストリア戦争状態終了の宣言がある。オーストリアは、この戦争で解放國としての地位を與えられ戦敗國として取扱われていない。同國は、一九四六年六月二十八日米英仏ソ四國の間にできた主要行政權の返還に関する管理協定で連合國との外交回復を認められている。英国は、四七年九月十六日に「法律上の戦争状態の終了」

の正式通告を^(同日)した。同国は、どの国とも、いまは、戦争状態に
はない。

三、西ドイツについて

西ドイツについて、戦争状態終了の宣言は、米英仏三国政府お
よび西独政府の間に正式にとりあげられている。四九年十一月九
日および十日のパリ三国外相会議で、議題となつたことは、当時
新聞報道によつて明かにされている。例えば、

十一月十二日パリ電（ユービー）は、「消息筋の言明として、
外相会議は、戦争状態の終了は占領軍の撤退を必要とするかも知
れぬとの理由で、これに関する措置を延期することになつた
といわれ悉。アチソン長官は、アメリカ政府は、戦争状態終了
の宣言後ドイツに駐兵するには議会の承認が必要であろうと述
べた。」と報じている。

十一月十五日パリ電（ユービー）は、シューマン外相談とし
て「外相会議で対独戦争状態終了の宣言を討議したが、なんの
決定にも達せず、今後研究すべき問題である。」との趣旨を報

じている。

パリ外相会議の結果として、十一月二十四日三国と西独政府との間に調印されたボン議定書の第九項には「戦争状態終了の宣言の問題は、議論された。戦争状態の終了は、この議定書の精神に合致するけれども、多くの（コンシデラブル）法律上および実際上の困難がある。これらの困難について審議する必要がある。」と規定している。明かに、戦争状態終了の宣言が四国によつて、討議され、また、今後も討議されるべきことを示している。

最近にいたつて、五〇年一月十四日のワシントン電（ユービー）は、米國政府がこの三月対独戦争状態終了の可能性について、英、仏、白、蘭、ルクセンブルグの諸国と会議することを計画中であるとの情報を伝えている。

四、日本について

日本について、戦争状態終了の宣言が取り上げられていることを示す公式、または、非公式の資料は、今日までない。たゞ、新聞が、かような考えが政府筋にあるようだと言及したことが数回あるだけである。主なものを、時日順にならべてみると次のようになる。

一、四九年十一月パリ三国外相会議で対独戦争状態終了宣言がとりあげられており、また、米英の方で対日平和推進の気運が強くていた頃、同月十二日パリ電（エー・エフ・ビー）「ジャン・アラリー」記者は、ドイツについて外相会議が戦争状態の終了を考へるようになったことを述べた上「日本の場合にしてもフランスの有力観測筋の信ずるところからすれば、現在ワシントンで準備中といわれる対日平和條約草案も本物の平和條約といふよりは、ドイツの場合のような戦争状態終了の宣言といつた

の一員に加えるため別の共同措置を、連合国に提案するだろう。長官は、演説で平和條約ができなければ、「他の方法」をとらねばならぬことをいつたが、それは、西独について西歐諸国が考えている戦争状態終了の宣言であろう。

三、最近の、しかも、一番目新しい報道は、一月二十三日のバリ電（アイ・エヌ・エスのミス記者）である。それによると、「仏権威筋によると、対日平和條約への第一歩として西歐諸国は近く日本と通商協定を結ぶだろう。試案は、米国政府で作成されている。英仏その他の諸政府は、同案を検討中である。同案は、日本に貿易省の設置を予定し、同省は現在のように占領軍当局を経ずに直接外国政府と貿易関係を処理することができる。日本は、外国に通商事務所（トレード・ミッション）を設置することができる。日本輸出品の価格の水準

を規定しているのは、重要な條項のひとつである。ある西歐諸国は、日本品が世界市場であまり競争力をもたぬように日本輸出品の価格が国内価格よりも高いことを希望している。日本の外貨操作を自由にして日本の外国貿易がドル地域に限定されぬように考慮が拂われている。英国は、将来英国海運が日本の貿易を現在より大きく分担できる保障をとりつけようとしている。英国は米国海運が日本外国貿易の過大の分前をとつていると感じている。

占領軍当局の日本の国内事項にたいする管理の緩和に関する提案も米国政府で作成されている。この提案は、協定の一部をなすであろうが、西歐政府筋の見解は、最初の協定を貿易に限つたがよからうというほうに傾いている。

協定の締結を容易にするためソ連と中国とは、交渉から除外することになつている。協定を貿易に限れば、二国を除外

することもやさしいと考えられている。「
この報道は、われわれにとつて、初耳であつて、今後も注意
してゐる必要があるう。

五、むすび

戦争状態終了の宣言による終戦に関する先例および日独につ
ての関係報道は、上述のとおりである。

新聞報道にもあるとおり、これは、西独について現存の問題と
して関係政府間に正式にきりあげられている。そして、それにつ
いては、法律上及び實際上の多くの困難がともなうことも認めら
れている。これらの困難は、関係政府間の会議によつて解決を
見されることになつてゐる。

従つて、われわれとしては、西独について、この方式が如何に
適用されるかをみていけばよい。もし日本との関係においても同
じ方式で戦争状態を終了させることになるとしたら、同じような
措置が連合国によつてとられるであろうと考えられるからである。

戦争状態終了宣言は、ふだんならば平和條約によつて戦勝國の

戦敗國に課する各條の條件が確定すると同時に双方の間に平和關係を回復するものであるのを、まず當事國間に平和關係を回復しておいて、戦敗國に課せられる各條の條件の確定を将来に留保するものである。従つて、戦敗國がいかなる地域においていかなる人民にたいし主權を行使し且つ主權の対内および対外行使についていかなる制約をうけるかは未定のままにおかれる。自然いくたの法律上および實際上の困難が生ずる。この困難は、三種にわかたれると思ふ。

ひとつは、国内法上の問題である。これは各國が戦争状態終了の宣言という方式で戦争を終了し得るかどうか。いかなる手續をとつて行ふべきかの問題である。各國の憲法上の問題である。米國や英國には、すでに、先例もあることで、大きな困難はないものと考えられる。

ふたつは、戦敗國との關係においていかなる効果をもつかの問

題である。これが、一番むずかしいところであろう。しかし、次のように考えると、この問題の解決は、克服できぬ程のものではない。

戦争状態終了を宣言すれば、宣言國と戦敗國との間には戦争状態は解消し普通の外交關係が当然回復し、これと矛盾する事態は存在し得ない（例えば、占領管理）。これは、戦争状態終了の宣言の法律的效果を完全に発生させる場合においてそうである。しかし、宣言國、すなわち、戦勝國は、そのなす宣言の当然の効果を限定することができる。（無條件降伏國にたいする關係において特に然りといえる。）従つて戦勝國は、自ら適當と考える範圍（事項である。政治とか、経済とか。政治とか、軍事とかいうような。）および、限度（ある事項について平和状態にかえずとしてその度合をいう、貿易について平和關係に復させるのを承認しつつそれに或る種の制限を附加するような。）において、宣言の

効果を生ぜしめ得るものである。だから、わたくしは、戦争状態終了の宣言について論ずる人達が、この方式が採用されれば必ずこういう事態になる、または、なるべきだというふうに議論することに共感し得ない。

しかし、以上の考えでゆくと、戦争状態終了の宣言をした場合、戦勝国が欲すれば、戦敗国にたいする占領管理はそのまま継続し得るといふ結論になり、宣言の効果がほとんどないではないかと、反対論が生じると思う。法律的にいうと、そのとおりであるけれど、法律上当然生ずべき効果を限定しうる戦勝国の立場から立論すると、極端な場合には、そういう場合もあり得るので、われわれ戦敗国としては、法律上当然生ずべき効果がなるべく広い範囲で且つ大きな限度で発生させられるようになることを望むものである。

みづつは、政治的の問題である。これは、戦争状態終了の宣言がひとつの戦勝国の問題でなくして、連合国間の問題であることとからくる困難である。すなわち、この方式が実現するには、この方式を採用するという一般政策についても、この方式の手続および内容（すなわち、前記の第二の困難）についても、関係国間に合意が成立しなければならぬ。ことに、連合国間には、宣言から生ずべき効果（戦敗国にたいする）の範囲と限度とについて、意見の一致をみるまでには、多大の研究と交渉とが必要であろう。この面からくる困難も決して過小視してはならない。

むすびとして、戦争状態終了の宣言は、日本にとつて、現実の問題となる可能性はある。しかし、その実現までには、（かりに実現するとして）、われわれの予期以上の困難、従つて、時間がかかるとの心構えでいなければならぬと思ふ。

くりかえしていえば、降伏文書末項によつて日本の統治権はすべて連合国最高司令官の制限の下におかれています。すなわち連合国の共同の管理の下にある。この状態の下において、日本にたいして、戦争状態終了宣言の方式を採用しようとするならば、連合国は、西独について採つたように、日本との間に平和状態が回復した後において連合国の手中に把握しておくべき権限を明確に定める文書（例のオキニペーション・スタテュート）を協定し作成しなければならぬ。同時に日本にたいして平和状態の回復を許す範囲（事項）と限度（日本の回復する自由にたいする制限）とについて、意見の一致を実現しなければならぬ。しかる後初めて連合国は、日本政府にたいして措置し得る段階となるであろう。この措置にしても、一方的の措置とするか、西独の場合（ボン協定）のように日本との協定の形をとるべきかについて合意しなければならぬ。かくみてくると、この方式を具体的に採用しようとする

れば、関係連合国は、そのもつ政治的意義も、法律的意義も、実際の意義も、ほとんど平和條約を締結しようとする場合と、同じく重大であり、従つて、同じく重大な困難が存することを了知するであろう。こう考えてくるときわれわれは、戦争状態終了宣言の方式大いに可なりと、軽々にこれにとびつくことをやめて、あくまで「平和條約を。多数平和を。」とのラインで進む心構えであるべきであると結論せざるを得ない。

22
中少友好同盟条約の解説

中ソ友好同盟相互援助條約の解説

第一 概 説

四九年十月一日中華人民共和國が成立し、十月二日ソ連がこれを承認した。十二月十六日毛沢東首席は、モスクワを訪問し、周恩来外交部長もその後を追ったが、去る二月十五日中ソ友好同盟相互援助條約及び附屬協定の締結が発表された。

一 新旧條約の關係

旧條約すなわち中ソ友好及び同盟條約並びに附屬協定は、一九四五年八月十四日モスコイでソ連外務人民委員モロトフと中國國民政府外交部長王世杰とによつて署名された。この條約は、一九四五年二月スターリン・ルーズヴェルト・チャーチル三者の間で行われたヤルタ會談の結末を、中ソ間でつけることを目的とするものであつた。

ヤルタ協定は、歐洲における戦争終了後のソ連の対日戰參加、外蒙古の獨立承認、大連商港におけるソ連の優先的利益的承認とその國際化、ソ連海軍基地としての旅順港の租借、東清、南滿鐵道の中ソ合弁化及びこれに対するソ連の優先的利益的承認

ソ連による滿洲における中國主權の確認を規定し、且つ外蒙及び前記港灣、鐵道に関する協定については追つて蔣首席の同意を要すること、ルーズベルトはスターリンから通知あり次第右の同意を得るための措置をとること、ソ連は日本から中國を解放する目的で軍隊により援助を與えるため中ソ友好同盟條約を締結する用意あることを規定した。このヤルタ協定の條項を具体的にソ連及び中國間において合意したのが旧條約及び附屬協定であつて、これらの約定は、政府の交替に關係なく、またソ連の中共承認後においても、法律上は當然その効力を存続したものと見るべきである。

しかしながら旧條約の内容と、客觀情勢の變化特に中共政府の親ソ的性格及び新政府成立後の新事態とに鑑み、旧條約に対し何らかの措置が執られるであろうことは當然予測せられたところであり、毛主席訪ソの目的は、同條約の改訂にありとも伝えられていたが、本年二月十四日旧條約の改訂ではなしに新條約の署名となつて現われた訳である。その署名に当りソ連外相ヴァシンスキーと中共外交部長周恩来との間に公文が交換され、新條約及び附屬協定に対応する旧條約及び附屬協定は効力を失

うことが合意された。
旧條約と新條約とは、事象の相異に基く当然の変更を除いては、内容形式ともに多くの類似性を有する。大なる変化のあるのは、本條約ではなくて、附屬協定においてである。各論において詳細の検討を試みることにする。

二 新條約とソ連東歐衛星國間條約

新條約について諸條文の文言の類似性から想起されるのは、ソ連が戦時中、戦後を通じて張りめぐらせた東歐衛星諸國との間の同種條約である。ソ連は戦時中先ず一九四三年十二月十二日チッコスロヴァキアと、対独戦終結直前の一九四五年四月十一日ユーゴスラヴィアと、四月二十一日ポーランドと、(一九四六年二月には外蒙古とも)、一九四八年に至り戦時中の敵國であつたルーマニア(二月四日)、ハンガリー(二月十八日)、ブルガリア(三月十八日)、フィンランド(四月六日)と次々に友好相互援助條約を締結し(ポーランドとの條約は友好相互援助戦後協力條約)、ユーゴとの條約は昨年九月降参)、東欧諸國相互間に締結された十七個の同種條約と相まつて(ユーゴ

3

1を一締約國とする六つは廢棄)、一九四八年半までに東歐側の同盟條約網をほぼ完成した。これら諸條約は、締約時期及び相手國により多少の形式的相異はあるが、ほとんどその實質的内容を同じくし衛星諸國の向ソ一面性を示している。今回の中ソ新條約が内容形式ともにこれらと其の軌を一にするものであることは、中共がやはり基本的にはソ連を中心とする同盟網に取り入れられ決定的に東歐側に組したことを意味すると解すべきであろう。

東歐國の條約との比較も各論において述べる。

第二 各論

一 新條約上の諸問題

新條約上の主要な特徴について、以下條文に即し且つ旧條約及びソ連東歐諸國內條約との比較においてその性格を検討する。

(一) 同盟の対象(第一條)

1 旧條約第一條は、最終的勝利に至る対日戦争遂行とそのための相互的援助及び支持を規定した。これは旧條約締結の時期が対日敵対行為終止前であつた事情によるものであ

り、新條約中にこれに該当する規定のないのは当然である。東欧諸国との諸條約においても、対独戦終了の前に締結されたソ連とチェコスロバキア、ポーランド間の條約にはそれぞれ第一條に同種の規定が設けられている。

2 旧條約第三條第一段は対日戦終結後将来「日本」が侵略及び平和破壊を繰返すことを不可能ならしめるため相互にあらゆる措置を講ずべき旨を規定したのに対し、新條約第一條第一項は、日本あるいは「侵略行為につき直接間接日本と連合する国家」の同様の行為を阻止するため必要を措置をとるべき旨を規定した。又旧條約第三條第二段は、一締約国がこれに対する侵略及び平和破壊の結果「日本」に対する軍事行動に巻き込まれた場合の他締約国の軍事上その他の援助及び支持を規定するに對し、新條約第一條第二項は一締約国が「日本あるいは日本と同盟する国家」の攻撃によつて戦争状態に入つた場合の他締約国の同様の義務を規定する。

これら二つの規定の對象が日本のみならず、これと連合又は同盟する国家をも含むことは内外の注目をひくところ

である。このパターンは、実はドイツの場合に關するソ連東欧諸国間同盟條約の規定の中に見出される。すなわち侵略平和破壊の阻止義務は、ソ連対チェコスロバキア・フィンランド條約にはないが、対ポーランド（第二條一項）ルーマニア（第一條一項）ハンガリー（第一條一項）ブルガリア（第一條一項）條約に、又戦争の際の応援義務は、全條約に設けられ（チェコスロバキア第三條、ユーゴスラビア第二條、ポーランド第四條、ルーマニア第二條、ハンガリー第二條一項、ブルガリア第二條、フィンランド第一條）フィンランド條約の場合には片務的（しかもこの二種の規定の對象はそれぞれ「ドイツ又は直接もしくは他の何らかの方法でドイツと連合する国」の侵略であり、「侵略政策を再現した場合のドイツ、又は該政策上直接もしくは他の方法でドイツと同盟する国との軍事行動である。（なお、東欧諸国間十七箇の條約も、一般不特定の第三国を對象とする若干のものゝを例外として大体同様である）。

すなわち新條約の規定は、ソ連が東欧諸国との條約によりドイツを引き合いにしてブラッセル五國條約、北大西洋